

家畜排せつ物法に基づく管理基準

管理基準の具体的な内容は、次のとおり。

施行規則第1条第1項第1号

たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準

- イ 固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。

<解説> ふんやふんと尿を敷料等で吸着させ固形状になったものを管理するための施設としては、たい肥舎や乾燥施設が一般的である。本基準は、このような施設から汚水が飛散したり、流出したりすることがないように、床をコンクリート張りとしたり、防水シートを敷いたりする必要があることを示している。なお、「適当な覆い」とは、必ずしも屋根の設置を義務付けるものではなく、防水シートで覆うなど簡易な方法による対応も可能である。

- ロ 液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。

<解説> 尿やスラリーといった液状の家畜排せつ物を管理するための施設として尿溜、スラリートタンク等が一般的である。このような施設について、アと同様の趣旨から、コンクリートや防水シート、鋼板等で作り、汚水が地下浸透しないようにする必要があることを示している。

施行規則第1条第1項第2号

家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- イ 家畜排せつ物は管理施設において管理すること。

<解説> 家畜排せつ物の管理の方法として、構造設備に関する基準に適合した管理施設において家畜排せつ物を管理すべきことをまずもって明確にしたものである。

- ロ 管理施設の定期的な点検を行うこと。

<解説> 構造設備の基準を満たした管理施設を整備したとしても、その管理施設に破損がある場合、管理施設内で管理されている家畜排せつ物が飛散・流出し、適切な管理ができなくなるおそれがあることから、これを未然に防止するため、定期的な点検を行う必要

があることを示したものである。

なお、点検の頻度や方法については、具体的に示されていないが、これは管理施設の構造（コンクリートかシートか等）や種類（たい肥舎か浄化処理施設か、フロントローダーを使用しており床面に破損の生じる可能性が高いかどうか等）等により点検の間隔や方法も自ずと異なると考えられることを踏まえたものであるが、一般的には点検については外見上の破損がないかどうかについて1年に1回程度行うことが望ましいと考えられる。

八 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。

<解説> 管理施設に破損が生じた場合、管理施設内で管理されている家畜排せつ物が飛散・流出し、適正な管理ができなくなるおそれがあることから、遅滞なく補修を行う必要があることを示したものである。

二 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。

<解説> 管理施設に送風装置や攪拌装置等が設置されている場合、当該装置が故障等により稼働しなくなると家畜排せつ物の処理が滞り、その結果、不適切な管理を誘発するおそれがあることから、装置の維持管理を適切に行う必要がある。具体的には、機械部分への注油、ホコリの除去等の日常の維持管理を適切に行うことが必要と考えられる。

ホ 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

<解説> 家畜排せつ物を適正に管理するには、排せつ物の発生量や利用量を的確に把握しておく必要があるが、畜産業を営む者においては、これまで、このような記録がとられているとは言い難く、これが野積み・素掘りといった不適切な管理の一因と考えられる。このため、家畜排せつ物の発生量、農地施用等自ら利用している量、耕種農家等に譲渡している量、焼却・浄化処理等で廃棄している量について、年間の記録をとることにより、家畜排せつ物の管理について把握することが重要である。

記録の実施に当たっては、家畜排せつ物の発生量等は飼料の給与量等により異なるため、正確に把握することは難しい面があると考えられる。このため、簡便な方法で記録できるよう様式が定められているところである。